

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）に対する 意見公募の結果について

令和 2 年 3 月 11 日
原子力規制委員会

1. 概要

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）について、行政手続法に基づく意見募集を実施しました。

期 間：令和 2 年 1 月 23 日から 2 月 21 日まで

対 象：国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見公募の結果

御意見数：2 件※

御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）に関する提出意見及びこれに対する考え方

番号	提出意見	考え方
1	改正後の最後の規定2箇所当該限度を超える場合、おおむね年平均〇〇回を超えないものとする、としているが、例えば前年に限度の1.5倍検査をせざるを得なかった場合、当年は限度の半分しか検査ができないことになる。年平均とは、何年間の平均を意図しているのか。あるいは、おおむねとはどこまでの範囲をいうのか明確にしていきたい。	<p>これら特定の保障措置検査は、国際原子力機関（IAEA）からの通告に基づいて、IAEAの査察と同時に実施するものです。規則第4条の2の4第1項に係る検査（拡大頻度限定無通告査察：ELFUA）については、IAEAから年平均の実施回数は13回であり、これは5年間の合計で65回という考え方に基づくという説明を受けており、5年間の平均を意図しています。ただし、対象期間の取り方によっては年平均13回を超える可能性は否定できないため、「おおむね」を付けています。</p> <p>一方、規則第4条の2の9第1項に係る検査については、IAEAから年平均の実施回数は約6回であるという説明のみ受けていますので、「おおむね」を付けています。仮に年間の回数が6回を超える年が続いた場合はIAEAと必要な協議を行う方針です。</p>
2	改正後欄の「年平均」は、何年間の平均をとることを意味しているのですか？	
3	意見募集要項（資料1）の1.（2）に「査察活動の内容の見直し」が「平均13回／年と改められる」との記載があるが、「おおむね平均13回／年と改められる」のではないのであれば、改正後欄の第四条の二の四の「おおむね年平均13回を超えないものとする」は「年平均13回とする」としたほうがよいと思います。	
4	改正後欄の「おおむね」は、現行の原子炉等規制法、国規物規則等の条文には見当たらない用語ですが、どの程度の範囲を意味するのですか？	
5	改正後欄の「超えないものとする」について：今後、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため規定された年平均の回数を超える保障措置検査を行う必要があると判断する場合は想定されないのですか？	上記の考え方のおりですので、これら特定の保障措置検査について、規定の回数を超える必要性が生ずることは想定していません。
6	改正前欄の第四条の二の九の「ただし書き」で受験義務の適用除外を規定しているところ、改正後欄では当該適用除外を削除したのは、なぜですか？	改正前の規則第4条の2の9のただし書では、受験義務の適用除外ではなく、年6回を超えることがあることを意図したものです。この趣旨が明確ではなかったため、それを明確にするため、規則第4条の2の4第1項と合わせた改正を行うものです。
7	改正前欄の第四条の二の四第2項は今回の改正の対象ではないが、電子政府の総合窓口（イーガブ）に掲載されている同項の条文の括弧内の「実行値」は「実効値」の誤記と思われるので、あわせて訂正したほうがよいと思います。	御指摘のとおり誤字ですので、今回「実効値」に改正します。